

第 2 期上牧町まちづくり基本条例検証委員会（第 4 回）会議録

【日 時】令和 6 年 1 月 30 日（火）午前 9 時 30 分～午前 11 時 00 分

【出席者】(50 音順)

(委員：9 名)

大西委員、小田委員、上村委員、呉羽委員、小池委員、阪本委員、中川委員、新川委員、安中委員

(事務局：総務部企画財政課)

中川部長、中本課長、土井課長補佐兼係長、高野主事、梅野主事

【欠席者】3 名（鶴谷委員、西田委員、福井委員）

【傍聴人】1 名

【議事概要】

1 開会

・9 名の委員が出席であるため、会が成立していることの説明

2 議題

(1) 前回の検証結果の振返りについて

事務局：<前回の検証結果の振返りについて説明>

副委員長：資料 8 ページの健全化判断比率及び資金不足比率の説明について、実質公債費比率と将来負担比率の説明がほとんど同じだと思うので、転記間違いしていないか確認してほしい。また、文章表現として、「地方自治体」と「地方公共団体」という表現が混じっているので、統一した方がよいと思う。その他、「表したのもの」となっているところがあり、これは「表したもの」だと思うので、この辺りの記述、説明について再度確認しておいてほしい。

事務局：改めて確認し、対応させていただく。

(2) 条例の再検証について（第 14 条）

事務局：<条例の再検証（第 14 条）について説明>

安中委員：資料の「意見 2」は、私が発言させていただいた。前回の会議の後に鶴谷委員から色々な思いや考えを聞かせていただいて、もう一度考えると、やはり私が見たところの一部であったのかもしれないと思っている。周りに意見を聞くと、もう少し町に動いてほしいという意見が多かったので、家事や子育てについてしっかりと考慮していただければ、もう少し地域へ参画して欲しいと思う。例えば、最初に何か立ち上げるのが町だと、結局町民が町に頼ってしまうという現実があり、何年か経って役場の人から離れてしまうと、町がやってくれるという期待感を持っていた町民は、結局自分がやるのが嫌で離れてしまうという現状があった。あまり役場の人に負担をかけるのもかわいそうだが、もう少し関わっていただければと思う。家事や子育てに十分考慮していただければ、鶴谷委員の意見に賛成したい。

小池委員：まちづくりへの参加に関する条文を追加するのであれば、それに対して十分な説明が必要になると思う。職員側からすると今までの取組に対して不足や不満があったので

はないかというような、この改正に対する意図とは違った不安を感じさせてしまったり、重たい責任を課すというような追加で重圧がかかってしまうことが考えられるので、逐条解説に今までの行動や業績を記載しながら、町民としての自覚やまちづくりへの参画という部分をより強調したような解説が必要になるのではないかと思う。

副委員長：資料3の条文例に出てくる生駒市、王寺町、広陵町、河合町について、生駒市と広陵町、河合町は私が委員長で、王寺町は新川委員が委員長だった。これらの職員の位置付けについて、まちづくりに参加するとかまちづくりに協力していくという趣旨が載っており、この書きぶりであれば、職員側にもあまり抵抗はないと思う。前回の議論の中で職員の責務にせよというニュアンスが少し感じられたので、私は責務でやると少ししんどいと申し上げたが、努めるというような努力義務の規定で追加するなら職員の方にも納得いただけると思うので、その点で賛同する。

→第14条に条文を追加すると結論付けられた。また、具体的な条文の構成や逐条解説の内容については、次回事務局案で示し、調整を行う。

(3) 条例の検証について（第6章から第9章）

事務局：＜第27条から第31条まで説明＞

【第27条から第31条までの検証】

委員長：個人情報保護法について、特に電子データの扱いに関して大きな改正があった。本町の個人情報保護条例が対応できているか、確認をお願いしたい。

→第27条から第31条について「条文改正の必要なし」と結論付けられた。

事務局：＜第32条から第35条まで説明＞

【第32条から第35条までの検証】

小田委員：住民投票については、個別設置型で対応するということであるが、別に条例で定めるという部分が表に出ていないので、住民側からすると、具体的にどう行動すればよいかわかりにくい。個別に定めるのであれば、どう動けばよいのか、どこへ希望や意見を持っていったらよいか、そういう道筋が明示されていないのではないかと思う。それが町民の活性化を阻害している1つの原因でないかと思う。

事務局：「別に定める」という部分に関して、個別設置型というのは、住民投票の案件が出て初めて、その案件に対する条例を設置するやり方で、もう1つの方法として、大きな枠組みで事前に設置しておく方法がある。上牧町では個別設置型を採用しているということであるが、その手続きに関して、分かりづらいということだと思うので、その辺については検討していきたいと思う。

小田委員：住民投票の条例制定については、常設型と個別設置型の2つがあるということであるが、こういうことが一般的に我々町民には分かりづらいと思う。どこかで示されておれば理解もできるが、いざ言いたいことが出てきたときに、具体的な動きにつながらない状況だと、やっぱり開かれた町政ではないように思う。

副委員長：小田委員がおっしゃる趣旨は、住民側からどうアクセスすればよいかということだと思うので、地方自治法上の条例の制定改廃請求権をここに書けばよいと思う。住民投

票条例については、住民側から発議することもできる。その場合は 50 分の 1 以上の有権者の連署を集めて町に請求する方法があるということを書いておけば、住民もできるということの理解につながると思う。それ以外のケースで、首長自ら住民投票にかけた方がよいと判断されることも多いが、住民の陳情でアクションを起こすケースもある。議会も同じように陳情や請願からアクションを起こすケースもあるが、より強力なやり方というのは、50 分の 1 以上の連署だと思う。議会と町長だけでなく住民も住民投票を請求できるということを逐条解説に付け加えていただけたらと思う。

事務局：住民投票の手続きがわかりやすくなるように、逐条解説に追記したいと思う。

委員長：条例の制定改廃請求に関して、有権者の 50 分の 1 以上の連署ということで、本町の場合であれば、400 人ぐらいの署名があれば何とかいけるかなと思う。ただし、この住民投票の条文の第 1 項は、町長に対して住民投票を請求することができるというふうに、かなり広く請求の要件を認めている。これを条例制定改廃請求という法律上の要件にのみ限定するというのは、おそらく狭過ぎる解釈になろうかと思うので、この辺りの運用について、今後少しご検討いただかなければならないと思う。

小田委員：第 35 条のまちづくり協議会について、運営等に関する項目は別に定めるとあるが未だ定まっていない。解説には、まちづくりの基本として非常に大事なものとあるが、作り方や成り立ちをどうすればいいのか具体的にわからない。自治会も少子高齢化で弱っているという記事もあるが、自治会にすら入っていない町民が増えてきている。そういう人が意見を言おうと思ったときに、協議会があると非常に便利などころもあると思うし、自治会単位ではなく、もっと広範な自治会から離れた問題等、色々あると思うので、こういったことも踏まえて別途定めて欲しいと思う。

事務局：まちづくり協議会については、他自治体の事例を見ている中で、まちづくり協議会を作ること自体が目的になってしまっただけではいけないというのはよく理解できた。取り組み方については、まず住民の方に地域の課題を出していただいて、そこから、まちづくり協議会が本当に必要かを審議していただく形で進めることを想定しており、すぐにできるものではないと考えている。ただ、まちづくり協議会のような枠組みがあれば、自治会の優良事例を横展開できたり、プラスになる面も多いと思う。近隣市町村でも、まちづくり協議会に関する取組が少しずつ進んでいるので、そういった事例も参考にし、まず住民の方と話をする機会を設けながら検討を進めていきたいと思う。

安中委員：7、8 年自治会長をさせていただいたときに、社会福祉協議会の中で、自治会の班長や部会の人たちが集まって、自治会とは別の枠組みで活動し、それを自治会に落とし込んでいきたいと思いますという動きがあって、そういう団体が現在上牧町に 14 団体できている。社会福祉協議会から 5 万円の助成金をもらって、焼き芋大会など色々な活動を実施し、自治会の中で、それを一緒に共有している。また、月に 1 回の社会福祉協議会の会議で活動内容を共有し、横展開するような形にもなっているので、役場が同じようなものを作って、果たしてというところがある。もう一つ、新しく来る町の若い人達は、自治会には入らない。ごみの収集など、必要なことはルールを決めてされているみたいで、自治会を作って会長を決めてというのは、拒否されている若者が多い。そういう現状があるので、自治会とは別の何か魅力的な団体を考えていけば、若い人はそこに目が向くのではないかなと思っている。

呉羽委員：現在、奈良県の自治連合会でも、まちづくり協議会に関する話合いがあり、先進事例と上牧町みたいにまだ立ち上げられていないところとすごく差がある。広陵町の真美ヶ丘地区は1ヶ所だけ立ち上がっている。上牧町の中でも、片岡台1、2、3丁目、桜ヶ丘1、2、3丁目の6つの自治会が集まって、6自治会連絡会という会議を持っているので、このような取組を参考にしてはどうかと思う。自治会を辞める人は結構多く、年を取ってくると辞めてしまう。そこをどうにかしていこうと思うと、まちづくり協議会のような形で、広く色々な団体を巻き込んで進めていく方がいいのではないかなと思うが、まだ私としては勉強中であり、どこをどうしたらいいのか疑問なところがあって、町の方もそんな感じではないかなと思う。

委員長：地域での活動をどのように住民の視点で進めていくのか、住民自治の基礎のところをどう作っていくのか、悩ましい問題がたくさんあると思う。そのための1つの手がかりとして、まちづくり協議会があり、これについては地域の方、そして役場の方もさらに学習して、情報をお互いに交換していくような場を積極的に持っていかないと、なかなか進歩がないということにもなろうかなと思う。今後、こうした地域づくりのあり方について積極的に議論をする場が必要だと思うので、町民の方、そして行政の方を含めて進めていただくということを当検証委員会としても期待したい。

小田委員：解説に、「自治会をはじめとする各種団体、NPO等の多様な主体で構成するまちづくり協議会を設立して、地域の知恵や力を結集させる」とあり、非常にわかりやすく、高い目標を掲げていると思うが、それを具体化できていないということにもどかしさを感じる。そのような組織ができやすいように、ヒントがあったらと思う。現在横のつながりがあまりないと思うので、色々な組織の意見を持ち寄って1つの意見を表明する機会があればいいのかなと思ったりする。

副委員長：第35条に関する話ではないが、奈良県も自治会の底上げ、活性化と併せて、統合的な地域自治システムを作っていっていただきたいと思っており、知事直属の部局が動いている。3月21日に共同研究会があるので、希望するなら参加できるはずである。地域自治協議会については、県内で一番最初に作ったのが宇陀市で、ほとんど全域で組織できていると思う。それから奈良市で、36小学校区中、7~8つぐらい形成されている。生駒市は現在、3つか4つできているはず。概ね小学校区エリアより小さいところでやっているが、これは小学校区単位と勘違いする人がいるので、誤解のないようお願いしたいが、小学校区レベルより大きくすると機能しないという意味である。小学校区より小さくしてくださいという意味なのに、小学校区単位で無理やりつくろうとする傾向があって、そうではない。だから、1つの小学校区で2つに分けてもよいということである。なぜこのような自治システムができてきたかということ、全国単位で小規模多機能自治ネットワーク会議というものが組織されており、総務省もこれをバックアップしている。現在も、北海道東北ブロック、関東ブロック、中部ブロック、近畿ブロック、中国四国ブロック、九州ブロックと全部ブロックに分かれて研究会をされているという実情で、もはや全国的な流れになってきているということを理解しておいてほしい。なぜそんなことが始まったかということ、地域コミュニティ型の住民自治が弱体化してきているからである。阪神淡路大震災以後に発達したのは、コミュニティ型ではなくアソシエーション型のNPO、ボランティアの活動で

あった。その傍らでコミュニティ型の自治会町内会みたいなものも大事にしないといけないという話があったが、残念ながら都市型社会化の文化的な波の中で、農山漁村も含めて、自治会町内会、ひいては区や大字と言われるレベルの自治組織は崩壊の道に向かっている。そのままではいけないということでこのような会議が生まれてきている。NPO がしっかりしてくれれば、地域が持ちこたえられるかという、そういうわけではない。地域とNPOは、むしろ無関係で地域にこだわらないのがNPOで、地域にこだわるのが自治会町内会、或いはまちづくり協議会である。そういう意味で、まちづくり協議会システムの導入を頑張っている自治体は、危機を迎えているという危機意識に目覚めている自治体がほとんどである。吉野町では5つの地区にまちづくり協議会を持っており完成している。また、大阪市では、すべての小学校区に地域活動協議会を設置し終わっている。都市部でも危機感を持っているので、上牧町も同じことだと思う。むしろここは都市型社会の進行が激しいので、自治会加入率は低いと思う。私は豊中に住んでいるが、豊中は自治会加入率が40%程度で、今から20年前が70%、年々1~2%下がってきている。2世帯に1世帯は入らないという状態なのは明らかであり、この状況をどうしていくかというのが大事な政策課題なので、これは手をこまねいていたら危機はあつという間にやってくるということを申し上げておく。

→第32条から第35条について「条文改正の必要なし」と結論付けられた。

事務局：<第36条から第39条まで説明>

【第36条から第39条までの検証】

(意見等なし)

→第36条から第39条について「条文改正の必要なし」と結論付けられた。

【全体を通して】

副委員長：条例上の参画協働に基づく基本原則が全庁的に浸透しきっていないかもしれないので、これをチェックするシステムを作るか、もしくは参画協働に関する基本計画を作り、それに基づいて全庁的に協力を仰ぐということが必要ではないかと思っている。条例を認識し、この条例通りに実践することがルール化されていない可能性がある。私は他自治体で自治基本条例見直し検討委員会の委員長をやっているが、まちづくり基本条例のルールが認識できていない部局がいくつかあった。自治基本条例とその他の条例との整合がとれているかという法務チェックについてもできていないという状況であった。また、別途条例で定めるということに対して、条例が未整備のものがあることについては、公約違反になりかねないので、早急な整備が望まれる。もし整備できないとすれば、それはなぜかということの説明責任が生じる。例えば、公益通報制度に関しては、早急に整備しなければならないと思う。色々なところで不正が起こっていると思うが、公益通報制度があれば防ぐことができると思う。それから口利きに関する応答責任の制度整備もお願いしたい。生駒市では、口利きの禁止ではなく、口利きに関して全部記録に残すという形にしたことで、かなり厳しい内部規律になっ

た。このような制度整備を進めることで不正や事件が防げるわけである。住民投票については、もう少しわかりやすく書けば済む話で、そんなに難しい話ではないと思う。例えば50分の1以上の連署でなくても100分の1以上で実施するというように踏み込むこともできると思うので、今後内部で検討してほしい。この条例が住民自治と団体自治の両方を活性化させていく、相まって一緒にこのまちを支えていきましようという精神の条例なので、そこを大事にしないと絵に書いた餅になってしまう危険性がある。また、住民自治と団体自治の両跨りを保障する仕組みが参画と協働であるが、取組状況評価を見ると評価がCのものがある。これは早急に解消すべきである。特に一般公募の町民が参加していない審議会がまだあるということなので早急に対応してほしい。参画協働に関するチェックシステムや報告書の作り方については、奈良市に聞いてみてほしい。参画事業として80事業、協働事業として90事業ぐらい全部報告カードにして持っている。毎年そのカードができ上がるような仕組みを作ることができればいいと思う。

3 その他

・事務局から次回の開催予定（4月）について説明

4 閉会

以上